

鴨川市地区集会施設整備事業補助金の概要

1 補助金の概要

地区集会施設の新築、補修等を行う自治組織に対し、費用の一部を補助します。

2 補助金額について

(1) 補助率等（令和9年度予定）

事業種目	補助率	補助限度額	補助対象要件
新 築 または 全部改築	1／3 以内	500万円	・認可地縁団体が利用する集会施設であり、自ら所有し管理するもの、かつ、建築面積30㎡以上であること。
補 修 等	1／5 以内	100万円	・区、町内会及び隣組、認可地縁団体が利用する集会施設であり、自ら所有し管理するもの、かつ、補助対象経費が100万円（補助金額が20万円）以上であること。（増改築を含む。）

- ・新 築 新たに地区集会施設を建てること。
- ・全部改築 既存の集会施設を取り壊し、新たに地区集会施設を建てること。
- ・補 修 等 既存の集会施設の床、壁、屋根、台所、便所などの補修、修理等を行うこと。増改築（一部の建て替え、建て増し）含む。

(2) 補助金額の算出方法

補助対象経費（総事業費－補助対象外経費）×補助率＝補助金額
（千円未満切捨）

(3) 補助対象外経費

次の経費は補助金の対象にならない経費です。

- ・備品類（エアコンやテレビなど）
- ・消耗品（文房具など）
- ・事務費（各種申請手数料など）
- ・既存建物の解体、撤去、移転費用
- ・土地の取得、借り上げ費用
- ・外構工事（門扉・フェンス・駐車場整備など） など

裏面に続く

(4) 過去に補助事業を実施した施設について

過去に補助事業を実施した施設で新たに補助事業を実施する場合、以下の表に定める期間に行う場合は補助対象外となります。ただし、倒壊の危険性を伴う劣化が発見された場合や天災による損壊等、緊急性を有する整備については、この限りではありません。

過去に行われた補助事業	新たに行う整備事業	期 間
新築・全部改築	新築・全部改築	24 年未満
	補修等	14 年未満
補修等	新築・全部改築	10 年未満
	補修等	5 年未満

(5) 補助金交付団体の件数について

i 新築・全部改築

1 件までとします。2 件以上申請があった場合、抽選により補助金交付団体を決定します。

ii 補修等

予算に上限額が定められています。予算の範囲内において補助金交付団体数を決定するので、申請状況によっては抽選で補助金交付団体を決定します。

	補修等の予算上限額
新築・全部改築の申請が <u>有る</u> 場合	1 0 0 万円
新築・全部改築の申請が <u>無い</u> 場合	1 5 0 万円

3 留意事項

- ・本概要については、令和 8 年 8 月 28 日現在のものです。今後、補助率及び補助限度額等について変更される場合があります。
- ・調査票の提出をもって、補助金の交付を保証するものではありません。
- ・当事業の実施は令和 9 年度予算の成立が前提となるため、予算措置がなされない場合は事業実施に至らないこともあります。ご承知おきください。
- ・神社や寺院と棟続きであるなど、宗教関係施設と明確に区別できない建物は補助の対象外です。
- ・令和 9 年度中に完了する工事に限ります。
- ・補助金の交付は、工事完了、実績報告、交付確定した後になります。よって、一旦、工事費全額を施工業者に支払う必要があります。